

平成九年(ワ)第三二二号 求償金請求事件

判

決

東京都千代田区霞が関三丁目七番三号

原告

興亜火災海上保険株式会社

右代表者代表取締役

辰馬輝彦

右訴訟代理人弁護士

北積郎

長崎県南松浦郡奈良尾町奈良尾郷四七〇番地六

被告

まる川漁業株式会社

右代表者代表取締役

川端一廣

右訴訟代理人弁護士

戸田満弘

同

土田耕司

同

須崎憲顕

主

文

一 被告は、原告に対し、二四七万〇二四九円及びこれに対する平成九年八月一五日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用はこれを一〇分し、その九を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

四 この判決は、第一項に限り、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

#### 第一 請求

被告は、原告に対し、一九七六万一九九七円及びこれに対する平成九年二月一九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

#### 第二 事案の概要

本件は、船舶の燻蒸消毒の際、燻蒸会社の従業員の過失により誤って船内に立ち入って死亡した船員に係る損害賠償に関し、右燻蒸会社はその賠償金を支

払ったところ、右燻蒸会社から同社との保険契約に基づき求償債権を譲り受けたとする保険会社が、同船舶の船長にも、右船員が船内に立ち入ったことについて過失があったとして、右船長の使用者である被告に対し、求償金の支払を求めた事案である。

一 争いのない事実等

1 平成七年八月一日、長崎市浪の平町四―二の長崎造船所内に係留中の巻き網漁船「第一大吉丸」（以下「本件船舶」という。）の船内における訴外東洋燻蒸株式会社（以下「東洋燻蒸」という。）の従業員による燻蒸消毒作業（以下「本件作業」という。）中、訴外山下清隆（以下「本件被害者」という。）が同日午後七時ころ、本件船舶の船員居住区内に立ち入り、青酸ガスにより中毒死した（以下、この死亡事故を「本件事故」という。）。（争いが無い。）

2 東洋燻蒸は、本件被害者の相続人山下千代子に対し、平成九年二月一八日、

本件事故による本件被害者への損害賠償として、二四七〇万二四九七円を支払った（甲五八、六〇）。

3 原告は、東洋燻蒸との保険契約に基づき、同日、右被害賠償に係る東洋燻蒸の共同不法行為者への求償債権を譲り受けた（甲一、六〇）。

4 なお、本件被害者の相続人に対する右被害賠償額の相当性について、被告は明らかに争わず、また、本件において、右被害賠償額が不相当であると判断される証拠もないので、以下では、右被害賠償額が本件事故に係る賠償額として相当であることを前提に検討する。

## 二 争点及び当事者の主張

本件の争点は、原告の被告に対する求償債権の存否、求償における被告の負担割合であり、この点に関する両当事者の主張は以下のとおりである。

### 1 原告の主張

本件船舶の船長である山内正雄（以下「山内船長」という。）には、本件

被害者が本件船舶の乗組員になってから二か月も経っていなかったものであるから、本件作業に使用される薬品が猛毒であることを本件被害者に具体的に十分説明し、許可があるまで絶対に船内に立ち入らないよう周知徹底させるべき注意義務があった。にもかかわらず、本件被害者が以前からいる乗組員と同様に薬品の毒性について承知しているものと轻信し、「船のガス消毒をするので、夜は船に近づかないようにしてくれ。」と注意しただけで、右説明、周知徹底の義務を怠った点に過失があり、本件山内船長の使用者である被告も、本件被害者の死亡について、民法七〇九条、七一五条による責任を負う。

そして、山内船長の過失と東洋燻蒸の過失（作業員が、監視員を置かないまま、本件作業の現場を離れた過失）の割合は、八対二である。

したがって、原告は、被告に対し、東洋燻蒸が本件被害者の相続人に支払った二四七〇万二四九七円のうち、八割の被告負担部分（一九七六一九九

七円)について、求償債権を有している。

## 2 被告の主張

(一) 山内船長は、本件事故当時、本件被害者を含む本件船舶の乗組員らに対し、個別に注意した分を除いても、平成七年七月三十一日の昼食時、長崎造船所内の食堂において、同年八月一日午前一〇時ころ、本件船舶内の食堂において、同日午後三時ころ、本件船舶の甲板上において、合計三回にわたって、いずれの機会にも、同日午後五時から本件船舶の消毒を行うので、本件船舶には近づかないよう注意を与えている。なお、同船長は、七月三十一日の昼食時には、「明日の夜、ガス消毒をするけん、夜の間は絶対に船に近づかんこと。」とか、「よかな、消毒中船に入ったら命にかかわるけんな。」などと注意し、また、八月一日午後三時ころ、甲板で作業中の乗組員に対し、「午後五時から消毒業者が入るけん、そろそろ作業をやめて船から降りてくれ、もし、ガスでも吸ったら命ば落とすけん、今夜は絶対

に船は戻るなぞ。」と注意をしている。

船員法七条では、「船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に對して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。」とされており、海員は、船長の指揮命令に従う義務があるものであるから、シアン化水素ガスの危険性についても説明した上、一度のみならず、三度にもわたって、ガス燻蒸を行う旨及びその間船内に立ち入ってはならない旨を乗組員に伝えた山内船長には、何ら船長としての注意義務の違反はなかつたといふべきである。

(二) なお、山内船長は、ガスの専門家ではない上、山内船長が船長としてなすべきは、乗組員が船内に立ち入らないようにすることであつて、乗組員にガスの毒性の内容について説明することではなく、山内船長がシアン化水素ガスの毒性を十分説明しなかつたことをもって、注意義務違反があつたといふことはできない。

また、ネズミ等の駆除のためのガス消毒が危険であることは、船員を含む一般人にとっては常識であつて、本件被害者は、被告への入社が本件事故の約二か月前であつても、それ以前にも、「昭徳丸」という巻き網漁船への乗船経験があり、ガス燻蒸中、船内に立ち入ることの危険性を知らなかつたということは考えられず、山内船長がシアン化水素ガスの毒性を説明しなかつたことが本件事故発生の原因であるということとはできない。

### 第三 争点に対する判断

#### 一 前提事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実（一部、当事者間に争いのない事実を含む。）を認めることができる。

- 1 (一) 本件船舶は、被告が所有し、総トン数一三五トン、船内総容積約四九一平方メートル、船長は、山内船長であつた（船内総容積については、甲五、その他は争いが無い。）。



(二) 本件船舶は、本件事故当時、長崎造船所内の第二棧橋に係留されていたが、第二棧橋と本件船舶との間に渡し板が渡されていなかったため、同棧橋から同船に直接乗船することはできず、他方、本件船舶の南西側に接して係留されていた他の船舶は第二棧橋との間に渡し板を渡していたので、本件船舶に乗船するには、一旦右他の船舶に乗船した上、甲板を経て本件船舶に乗船する必要があった(甲二)。

したがって、右渡し板付近に監視員が配置されていれば、第三者の本件船舶への立入りを容易に阻止できる状態にあった。

2 本件作業に用いられた薬品(以下「本件薬品」という。)は、シアン化水素(一般名は「青酸」)が九八パーセント(その他、安定剤等が二パーセント)含まれるものであった。

シアン化水素の経口致死量は五〇から一〇〇ミリグラムと推定されており、その作用は、極めて速やかで、猛毒性を示すものであり、吸入したとき強い

毒性があつて、皮膚からも吸収される。急性毒性の症状は、最初に呼吸興奮が発生し、その後、麻痺、横転側臥、失神、痙攣、窒息、呼吸麻痺、致死の経過をたどる。

シアン化水素濃度と急性吸入毒性との関係は、同濃度が二七〇PPMに達したら、直ちに死亡（ただし、頭痛を伴わずに二分間耐えられる。）するというものであるところ、本件薬品については、一キログラムを気化させた場合、約三二九三立方メートルの容積で右致死濃度に達する。

（甲一二、二二の一・二、二三）

3 東洋燻蒸の門司支社発行の「船舶の青酸ガス燻蒸作業手順」（以下「本件作業手順」という。）では、監視員の配置について、「くん蒸中は監視に当り、外部から乗船する者のないよう警戒を厳重に行い、本船保安要員の行動に注意する。尚適時に船上を巡回してガス洩れなど異情の有無を監視する。監視はガス開放後安全が確認されるまで続ける」と記載されるとともに、

「青酸ガスクン蒸は格別危険を伴う作業であり、船室内で青酸を取扱うことからも作業者は十分な注意と習熟を要求されることから「作業準則」に則つて作業に従事すること」と記載されており、同作業手順に添付されている同作業準則でも、「作業開始より終了迄作業員以外の者を乗船させないよう監視を厳重にし船側当直者にも依頼する」、「作業員は密閉中離船せずに監視に努めること」、「作業員は密閉中許可のない者が乗船しないよう監視しガスの溜洩個所を点検すること」とそれぞれ記載されている（甲六、五五）。

4 (一) 広瀬勝（以下「広瀬」という。）は、本件事故当時、東洋燻蒸門司支社の一級主事として、害虫駆除の現場作業等を受け持ち（甲五〇）、シアン化水素ガスによる船内燻蒸作業も数多く手がけてきた者である（争いがない。）。

同人は、平成三年、神戸植物防疫所において、植物検疫燻蒸作業主任者専門講習を受講したが、同講習において、燻蒸処理要領についての講習も

受け、危害防止対策、作業上の安全措置として、燻蒸作業中は燻蒸作業関係者以外の立入りを禁止するため、監視員を置くよう指導を受けたほか（甲二一の一、二、証人広瀬）、特定化学物質主任者の講習においても、同様の指導を受けた（甲五一）。

(二) 福岡良次（以下「福岡」という。）は、東洋燻蒸門司支社の一般社員として、広瀬の下で、害虫駆除の現場作業を受け持っていた（甲四二）。

福岡も、広瀬が受けたのと同様の講習において、燻蒸作業中の監視員の配置について同様の指導を受けていた（甲四三）。

(三) その他、兩名は、東洋燻蒸の上司からも、日頃から、燻蒸作業中の監視員の配置について同様の指導を受けていた（甲四三、五一）。

5 (一) 本件船舶では、ほぼ毎年シアン化水素ガスによる船内燻蒸が行われており、平成七年にも、従来と同様、東洋燻蒸に依頼して、八月一日に燻蒸作業が行われることになった。（本件船舶の船内燻蒸が、従来から、東洋燻

蒸によつてなされていたことは、甲四一により、その余は争いがない。）

(二) 広瀬と福岡の両名（以下「本件両作業員」という。）が、本件船舶の煙蒸作業を担当することになり、両名は、午後五時前に本件船舶に赴き、船内に誰もいないことを確認した上、本件作業を開始した（福岡も、広瀬とともに本件作業を担当したことは、甲四二ないし四四により、その余は争いがない。）。

本件両作業員は、船内において、本件薬品一キログラム入りのポンベの放出弁を開けて、船内各所にガスを放出拡散させた後、出入口のドアを密閉した上、ガス燻蒸中のため危険であり立入りを禁止する旨記載された貼紙を五カ所の出入口の各扉に貼り、午後五時三〇分ころ、一連の作業を終えて、本件船舶が係留されていた浮き棧橋付近に停車中の自動車の中で待機していたが、開放、通気時刻を午後七時三〇分に予定していたことから、それまでの間に夕食をとることとし、燻蒸作業が行われていることを乗組

員が十分承知して、本件船舶内に立ち入ることはないと思ひ、監視員を現場付近に置かないまま、午後六時ころ、福岡とともに、二人で最寄りのレストランへ出かけた（争いがない。）。

その後、広瀬は、夕食を終えて午後六時五十分ころ、福岡とともに、本件船舶に戻り、午後七時五十分ころ、本件被害者が本件船舶内で倒れているのを発見した（争いがない。）。

なお、両名は、本件作業における本件薬品の散布によって、本件船舶の各室内において、シアン化水素が致死量の濃度に達することを認識していた（甲四二、五〇）。

6 本件被害者は、被告以外の会社で漁船員を勤めた後、平成七年六月一五日から本件船舶に乗り組んでいた（争いがない。）。

本件被害者は、本件作業当日の午後四時三〇分、他の甲板員とともに本件船舶を下船した後、船内に眼鏡を忘れてきたことを思い出し、本件両作業員

が食事のために本件作業現場を空けていた間に、本件船舶に乗船し、後部出入口の水密扉のレバーをはずして開け、食堂を経て上甲板下の船員室に入り、右舷側最前部の自分のベットから眼鏡を取り出したものの、シアン化水素ガス中毒で呼吸困難となり、同ベットの左舷側床上に倒れて死亡した（本件被害者が、本件両作業員が食事のために本件作業現場を空けていた間に、本件船舶内の船室に立ち入ったことは、弁論の全趣旨により、その余は争いがない。）。

7 (一) 山内船長は、被告の被用者であり、昭和六一年五月から、本件船舶に乗り組み、以後、シアン化水素ガスによる船内燻蒸をほぼ毎年経験してきたが（争いがない。）、その過程で、東洋燻蒸の作業員から、燻蒸に使う薬品は青酸ガスという危険なものであり、青酸ガスを吸うと人間は即死するので、作業中は、絶対船内に人を入れないようにしてほしい旨、また、そのことを乗組員全員に周知徹底させてほしい旨、何度か注意を受けたこと

があり、本件事故当時も、右のような本件薬品の危険性については、認識していた（甲四一）。

- (二) 同船長は、本件被害者を含む本件船舶の乗組員らに対し、本件作業の開始以前、平成七年七月三十一日の昼食時、長崎造船所内の食堂において、また、同年八月一日午前一〇時ころ、本件船舶内の食堂において、さらに、同日午後三時ころ、本件船舶の甲板上において、いずれの機会にも、八月一日午後五時ころより本件船舶の消毒を行うので、本件船舶に近づいたり、船内に立ち入ったりしないよう注意を与えていた（甲二八ないし三六、四一）。

- (三) 同船長は、右のような注意を与えた際、船の消毒に用いられる薬品は、人が吸うと死に至るおそれがあるとの説明まではしていなかった（甲四一）。

この点、本件船舶の機関部員である山口重和（以下「山口」という。）の警察での供述調書（甲三〇）には、山内船長は、七月三十一日の昼食時に



は、乗組員全員に対し、「明日の夜、ガス消毒をするけん、夜の間は絶対に船に近づかんこと。」とか、「よかな、消毒中船に入ったら命にかかわるけん。」などと言ひ、また、八月一日午後三時ころにも、山口が甲板で作業中に、本件被害者を含む乗組員に対し、「午後五時から消毒業者が入るけん、そろそろ作業をやめて船から降りてくれ。もし、ガスでも吸ったら命ば落とすけん、今夜は絶対に船ば戻るなぞ。」と注意をしていた旨の記載がある。

しかし、①山内船長自身は、警察での取調べにおいて、船の消毒をする薬品は、青酸ガスという危険な薬品で、人が吸うと即死するというようなことまで具体的には説明しなかつた旨明確に供述していること（甲四一）。なお、同船長は、証人尋問において、ガスを吸うと死ぬ旨言つたと思うと証言しているが、同時に、はっきりと聞かれればわからないなどと、あいまいな証言もしており、右警察での供述に照らせば、右証言は採用できな

い。）、②七月三十一日の昼食時や八月一日午後三時ころの山内船長の注意の際に立ち会っていた船員の戸村敏昭や木戸長人も、警察での取調べにおいて、船長から消毒をするので船に近づかないようにとの注意を受けたこととは供述しているが、それ以上に、命にかかわるとの注意を受けたことまでは供述していないこと（甲三三、三六）、③本件作業の前に、本件船舶に残っていて、山内船長から消毒についての注意を受けた船員は、本件被害者を除き、九名おり（甲三六、四一）、右九名全員が警察において取調べを受けているところ、その取調べで、山内船長による本件作業に関する注意の際、同船長が、命にかかわるとまで話していたと供述している船員は、山口だけで、それ以外の八名は、その点については、何ら触れていないこと（甲二八ないし三六）に照らせば、山口が、船長をかばうために、殊更前記のような供述、証言をしているとの疑いも強く、同供述、証言を直ちに採用することはできない。

二 以上の事実を前提に、本件被害者への被害賠償についての被告の負担割合について検討する。

1 (一) まず、本件薬品は、前示のような極めて高い毒性を有しているところ、本件船舶の船内総容積に照らせば、本件薬品一キログラムの散布により、本件船舶の各室内は、致死量を大きく超える本件薬品のガスで充満しており、室内は、呼吸をすると直ちに死亡するような極めて危険な状態にあったことが認められる。

そして、本件両作業員は、そのように室内のガスが致死量に達していることを認識し、また、本件作業手順でも、作業中、作業現場に監視員を置くことが要求され、そのことは、各種講習等や会社の上司からも、繰り返し指導を受けており、しかも、本件船舶の係留場所の渡し板の付近に監視員を配置すれば、容易に立入りを阻止できる状況であったのであるから、本件作業に当たり、作業が完全に終了するまで、本件船舶内に人が立ち入

らないよう同船舶付近で立ち番するなどして現に監視すべき注意義務があるのにこれを怠り、本件船舶付近に監視員を置くことなく、食事のために、作業現場を離れており、このために、同船内に立ち入った本件被害者をシアン化中毒により、死に至らしめたものであり、両作業員には、本件被害者の死亡について、過失があつたものと認められ、不法行為責任が成立する。

(二) 他方、前示のように、本件作業により、本件船舶の室内が、死にも直結するような極めて危険な状態にあり、山内船長も、本件作業当時、室内のガスは、吸入すれば死に至るおそれのある極めて危険なものであることについて認識していたことからすると、同船長は、本件船舶の船長として、少なくとも、本件船舶に乗り組んでから二か月も経っておらず初めて同船における燻蒸作業を経験する本件被害者との関係では、条理上、単に本件船舶の消毒があり、その作業中は同船舶に近づいたり、船舶内に立ち入っ

たりしないようにと注意するだけでなく（そのような注意だけでは、家庭で行われるような殺虫消毒とそれほど大きな違いはなく、生命にまでかわるものではないとの誤解の下に、同船舶内に立ち入る船員が出てくる可能性もあり、本件被害者も、そのような一人であったと考えられる。）、本件船舶内に立ち入れば、死に至る危険もあることを、説明すべき注意義務を負担していたものと解される。

しかるに、同船長は、本件船舶の消毒を行うので、本件船舶には近づいたり、船舶内に立ち入らないよう注意を与えてはいるものの、本件船舶内に立ち入れば、死に至る危険もあることまでは説明しておらず、この点に過失があり、本件被害者の死亡について不法行為責任を負うものと解される（なお、船員法七条では、「船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。」とされており、海員（船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対象と

して給料その他の報酬を支払われる者。船員法二条一項）は、船長の指揮命令に従う義務があるが、だからといって、本件において、山内船長の過失の存在は否定されない。）。

2 (一) 以上のとおり、本件については、本件両作業員と山内船長に不法行為が成立するところ、両不法行為は、関連共同して、本件被害者の死を招来したものであり、共同不法行為の関係に立つものと解される（なお、本件両作業員が前記注意義務を履行していれば、本件被害者の死を防止できたとも考えられるが、だからといって、山内船長の不法行為と本件被害者の死の結果との因果関係の存在が否定されるわけではない。作為の不法行為が競合する事案において、先行する作為が死の結果を発生させる前に、後行する作為が、死の結果を確定的に生ぜしめたような場合、先行する作為について、因果関係の断絶を認め得るが、本件のように、不作為が競合する場合には、いずれもが被害者の死という結果について等価値的な意味を有

しており、右のような因果関係の断絶を認めることはできない。）。

また、本件両作業員の不法行為との関係では、本件両作業員の使用者である東洋燐蒸に、山内船長の不法行為との関係では、山内船長の使用者である被告に、それぞれ民法七一五条の使用者責任が成立するものと認められる。

(二) そして、共同不法行為の加害者の各使用者が使用者責任を負う場合において、一方の加害者の使用者は、当該加害者の過失割合に従って定められる自己の負担部分を超えて損害を賠償したときは、その超える部分につき、他方の加害者の使用者に対し、当該加害者の過失割合に従って定められる負担部分の限度で、求償することができるものと解される（最高裁平成三年一〇月二五日民集四五卷七号一一七三頁参照）。

(三) しかるに、前示のような本件両作業員の過失の態様（本件作業手順でも明記され、各種講座や上司からも指導を受けていた監視員の配置という極

めて基本的かつ重要な義務を、食事をとるといふ単純な理由で完全に怠っていること）及び山内船長の過失の態様等（同船長は、一応、消毒があるので本件船舶に接近したり、船室内に立入り入らないように注意しており、その過失は、船員らへの注意が不完全であった、説明をより丁寧にしなかったというものとどまること、しかも、被告が東洋燻蒸側に本件作業を依頼しているところ、東洋燻蒸側としては、同依頼に係る契約に基づき、被告側に対して安全に作業を実施すべき付随的義務を負担しており、同義務の中には、燻蒸作業が完全に終了するまでの間、作業現場に作業員が立ち会うなどして、本件船舶の乗組員が誤って同船内に立ち入ることのないよう監視を行うことも含まれ、被告の被用者である山内船長としても、東洋燻蒸側が、そのような安全措置を十分に講ずるものと信頼しうる立場にあること）を考慮すれば、両作業員と山内船長の負担割合は、九対一と解するのが相当である。



したがって、東洋燻蒸が平成九年二月一八日に本件被害者の相続人に支払った二四七〇万二四九七円のうち、原告は、その一〇分の一の二四七万〇二四九円（一円未満切り捨て）について、求償することができるものと認められる。

なお、被告の原告（東洋燻蒸）に対する右求償債務は不当利得の法理に基づく返還債務であって期限の定めのない債務であると解すべきところ、原告又は東洋燻蒸が、被告に対し、本件訴状送達の日より前に右債務につき支払の催告をしたとの事実はこれを認めるに足りる証拠がないから（甲五九に係る通知は、被害賠償額確定前の求償の予告でしかなく、甲六〇に係る通知も、債権譲渡の通知であり、いずれも、前記求償債務についての支払催告と認められない）、原告の遅延損害金請求中、平成九年二月一九日から本件訴状が被告に対して送達された日である平成九年八月一四日までの遅延損害金請求部分は、理由がないものといふべきである。

三 よつて、主文のとおり、判決する。

(口頭弁論の終結の日 平成一一年二月一日)

長崎地方裁判所民事部

裁判官

西田隆裕

右は正本である。

平成

年

11、2、19

月

日

長崎地方裁判所

裁判所書記官

西郷文規

